

# 令和8年度訪問看護ステーション協働育成支援事業費補助金交付要綱

令和8年2月26日  
7福祉高在第1521号

## (目的)

第1条 この要綱は、訪問看護ステーション協働育成支援事業実施要綱（令和8年月日付7福祉高在第号。）に基づいて行う、訪問看護ステーション協働育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることとする。

## (補助対象事業)

第2条 この要綱による補助対象事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所（以下「みなし指定の医療機関」という。）を除く。）複数が協働して実施する、看護師の確保・育成・定着に関する以下の事業とし、（1）ア、イ及びウの事業は全て実施すること。

ただし、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

### (1) 必須事業

#### ア 同行訪問

看護職を対象とし、希望者の有する看護等の経験、知識、技術に応じた実践的な同行訪問（原則10日以上）

なお、対象となる看護職は本事業で協働した事業所（以下「協働事業所」という。）に勤務する看護職に限らない。

#### イ 研修会

協働事業所において、同行訪問を実施した看護職を対象として、職員育成のために実施する研修会（カンファレンス、勉強会又は手技演習等）

#### ウ 連絡会

本事業の実施内容検討や実施状況報告等に係る協働事業所間の連絡会

### 2 任意事業

#### ア 合同採用説明会

協働事業所が合同で行う職員採用説明会

#### イ 地域との連携強化事業

協働事業所が合同で行う、地域の訪問看護師の育成や定着、地域の医療・介護関係者の連携強化、地域住民に対する在宅療養等の普及啓発等の地域との連携強化を目的とした講演会等

#### ウ その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助は、別紙に掲げる要件を満たし、都が事業計画書等を審査の上選定した協働事業者に対して行うものとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助の対象経費は、第3に定める補助対象事業の実施に必要な経費として、基準額及び補助率は別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 この補助金は、次の(1)及び(2)により算出された額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表第4欄に定める基準額に基づき算出された額と対象経費の実支出額それぞれから寄付金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額を選定する。
- (2) (1)により選出された額の合計に、別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を、交付額とする。

(補助金の申請)

第6条

1 交付申請

この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第1号様式の2）を知事に提出しなければならない。

2 変更交付申請

交付の決定後の事業の変更等により、交付決定の内容を変更しようとする者は、別に定める期日までに、補助金変更交付申請書（別記第2号様式）及び事業計画書（別記第1号様式の2）を知事に提出しなければならない。

(交付決定・不交付決定及び通知)

第7条 知事は、交付申請又は変更交付申請があったときは、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書、事業計画書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は第8の条件を付して補助金の交付を決定し、交付すべきものと認めなかったときには不交付決定を行い、補助金の交付申請をした者（以下「申請事業者」という。）に通

知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

(補助条件)

第8条 この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第9条 交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、この交付の決定内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が完了しない状態で補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を得たときは、都が指定する日までに、補助事業の事業実績報告書（別記第3号様式及び別記第3号様式の2）を提出しなければならない。

2 消費税等に係る税額控除の申告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第10の規定による実績報告の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めるときは当該年度内事業の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(交付時期)

第12条 この補助金は、第11に基づき額の確定があったとき、交付する。

(その他)

第13条 補助事業者は、労働基準法等の労働関係法令その他の関係法令を遵守するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付決定については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところに

よるものとする。

附 則（令和8年2月26日付7福祉高在第1521号）  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別記

### 補 助 条 件

#### 1 特に留意すべき条件

- (1) 交付申請の際に提出した計画書に記載した事業については実施しなければならない
- (2) 上記に定める条件に反した場合、補助金を交付しない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合、この限りではない。

#### 2 承認事項

補助事業者は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、

- (1) に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、あらかじめその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 4 民間補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、民間の補助金の交付を受けてはならない。

#### 5 関係書類の管理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

#### 6 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

#### 7 補助事業の完了の時期

補助事業者は、補助事業を、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

## 8 状況報告

補助事業者は、補助事業の進捗状況について、定期に報告しなければならない。

## 9 補助事業の遂行命令

- (1) 知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命じることができる。
- (2) 知事は、補助事業者がこの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命じることができる。

## 10 是正のための措置

- (1) 知事は、本要綱第12の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることができる。
- (2) 補助事業者は、(1)の命令により必要な措置をした場合は、本要綱第11の規定による実績報告を行わなければならない。

## 11 補助事業者の義務違反に基づく決定の取消し

- (1) 知事は、別記補助条件2(2)の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令にもとづく命令又は要綱に違反したとき。
  - エ 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (2) (1)の規定は、本要綱第12の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。
- (3) 本要綱第9の規定は、(1)により措置した場合について準用する。

## 12 補助金の返還

知事は、11の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金の返還を命ずる。本要綱第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

### 1 3 違約加算金

- (1) 補助事業者は、1 1 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順じ廻り、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) により違約加算金を計算する際の1か年の日数は閏年にかかわらず365日とする。
- (3) (1) により違約加算金を納付しなければならない場合において、当該補助事業者の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付された金額はまず当該返還すべき補助金の額に充てられたものとする。

### 1 4 延滞金

- (1) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 1 3 (2) 及び (3) の規定は延滞金について準用する。

### 1 5 他の補助金等の一時停止等

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

## 別表

1 区分	2 種目	3 経費項目	4 基準額	5 補助率
必須事業	(1) 同行訪問	受入指導謝礼金 指導謝礼金、同 行訪問期間中の 対象職員の給与 費、資料代、郵 送費、保険加入 費	180万円 なお、以下の項目につ いては、記載の単価を 上限とする ○受入指導謝礼 2,000円(研修生1人 につき1日毎)	10/10
	(2) 研修会	講師謝礼、運営 経費、資料代、 研修機器購入 費、郵送費	○指導謝礼 (看護職)13,550円 (研修生1人につき1日 毎) (施設代表):20,000 円(研修生1人毎)	
	(3) 連絡会	人件費、資料代、 郵送費	○外部講師 (看護職)9,500円/ 時間 (看護管理者)10,50 0円/時間 (医師)13,700円/ 時 ○訪問看護師の給与 (新任)2,400円/時 (新任以外)3,200円 /時 ○その他職員の給与 1,226円/時 研修機器購入 10万円 ○(6)その他取組み 20万円	
任意事業	(4) 合同採用説明 会	資料代、会場費、 役務費(新聞折 り込み等)、消耗 品費		
	(5) 地域との連携 強化事業	運営経費(事務 職員人件費)、講 師謝礼、資料代、 研修機器購入費		
	(6) その他	人件費、資料代、 会場費、郵送代、 消耗品等		

訪問看護ステーション協働育成支援事業費に係る補助対象事業者の要件

1 事業所に関する要件

- (1) 対象となる訪問看護ステーションが、都内に所在していること。
- (2) 対象となる訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）について、初年度の応募の時点において、常勤換算方法で2.5以上かつ7未満となる員数を配置している事業所が協働事業所の中に最低一つは含まれていること。
- (3) 協働事業所が同一の法人のみで構成されていないこと。
- (4) 対象となる訪問看護ステーションに都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。

2 運営体制等に関する要件

同行訪問にあたっては、訪問看護経験が豊富な常勤の看護職を指導者として充てること。